

[論点説明]

「改革・開放」で中国はどう変わったか

平井 潤一

はじめに

「改革・開放」路線の下、中国の社会は大きく変化した。市場原理の導入による経済の著しい発展に止まらず、政治や文化、それに国民意識の状況も大きく変わりつつある。中国問題で健筆を振るっている日本在住の朱建栄氏（東洋学園大学教授）は、これを「中国社会の静かなる地殻変動」と名づけている（雑誌『世界』04年5月号の論文〔288ページ〕）。そこで、こうした変化のいくつかの側面、とくに人びとの意識の変化を探ってみたい。

1、26年間のめざましい経済発展

中国で「改革・開放」への方向転換の契機となったのは、1978年12月の中国共産党第11期第3回中央委員会総会（3中総）だった。1949年の建国 이래続いてきた統制的な経済運営を改め、生産力の発展を政策の中心に据えることによって、疲弊した工農業を立てなおそうとしたものだった。そのために農業と工業の各分野に取り入れられたのが「市場経済」という“秘策”だった。この方針は、さまざまな論争や曲折を経ながらも、1992年の第14回党大会での「社会主義市場経済」論の確定へと推移し、今日に至っている。

方向転換が始まった1978年から2005年まで足掛け27年を経過し、四半世紀を超えた。この間、中国の国内総生産（GDP）は78年の3624.1億元から03年には11兆6898.4億元へと、25年間に実質9.38倍（年平均9.4%）の急成長をとげた（データは中国国家統計局編「中国統計摘要」04年版による）。

GDPの総額の比較で、1989年に世界第8位だった中国の経済力は、02年にはカナダ、イタリアを抜いて、米、日、独、仏、英に次ぐ第6位ののし上がった。中国の粗鋼生産高は、01年

の約1億5000万トンから04年には約2億7000万トンへと、2倍近くに急上昇し、米、日両国をはるかに凌駕している。貿易でも、04年の輸出入総額は1兆1548億ドル（前年比35.7%増）と初めて1兆ドルを突破、日本を抜いて米、独に次ぐ世界3位の規模を占めるに至った。

長期間持続する経済発展の実績については、「シンガポールのような小さな国ではなく、世界一の人口を擁する大国の中国で、これほどに高い経済成長率が20年以上も持続されているのは、世界経済の奇跡であると言ってよい」。これに「匹敵するのは、1955年から1973年にかけての日本の高度成長だけである」（田代秀敏ほか著『沸騰する中国経済』〔中公新書ラクレ〕5ページ）という評価もある（同著によると、前記の期間の日本の経済成長率は年平均9.22%、シンガポールは、1965年から84年にかけて年平均9.86%の成長率）。日本でかつて、新幹線、マイカー、マイホーム、カラーテレビなどのブームが続いたあの高度成長期の勢いが現在の中国にイメージとして当てはまる、ということになる。

国民1人当たりのGDPも、1978年の225ドルから2003年には、1096ドルと1000ドル台を超えた（データは『中国情報ハンドブック04年版』による）。この結果、中国の国民生活は、「飢寒」（貧困状態）、「温飽」（衣食が確保できる状態）、「小康」（やや余裕のある状態）、「富裕」（豊かな状態）の4段階のうち、「小康」水準に達したとされ、1人当たりGDPを2020年までに3000ドルに高めて、「小康」の全面化を実現することが当面の目標になっている。

2、市場経済はどこまで来たか

「改革・開放」の下で、中国の市場経済はどのような水準に到達したのか。03年10月に開かれ

た中国共産党第16期第3回中央委員会総会の決定では、1978年の「3中総」いらい「わが国の経済体制改革には理論、実践面で大きな進展がみられた。社会主義市場経済体制が初歩的に築かれ、公有制を主体に、複数の所有制経済がともに発展する基本経済制度がすでに確立され、全方位、広分野、多段階の対外開放の枠組みがほぼ出来上がった」(03年10月21日発新華社電)と位置付けられている。

こうして、「商品市場システムが基本的に確立され、大多数の商品とサービスの価格は市場競争で決まっている。農産物生産の指令的計画はすべて廃止され、工業品生産の指令的計画は木材、金、タバコ、食塩、天然ガスの五つに限られている。95%以上の商品資源は市場によって配分され」、「国が価格を決定する商品は5%足らず」(新華社の解説=中国通信社発行『月刊中国情勢』03年11月号)という水準に達している。

国際的に見ても、中国が01年12月、世界貿易機関(WTO)に加盟し、世界市場の枠組みに参加して以後、中国を「市場経済国家」と認定する国が増えている。04年12月25日付人民日報によると、こうした認定国が同日現在、36カ国に達した。主な認定国は、最初に認定したニュージーランド(04年4月)に続き、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10カ国、中南米のアルゼンチン、チリ、ブラジル、ベネズエラなど、欧州ではロシアが認定したが、欧州連合(EU)は「検討中」。日本も同様の態度となっている。米国はまだ難色を示している。

○個人・私営企業の比重が急増

市場化の進展にともない、国民経済のなかで国有企業の比重が低下し、それに反比例して個人・私営企業の占める割合が着実に増大している。

中国国家统计局編「中国統計摘要」04年版によると、中国の工業生産総額のうち、国有および国有支配企業の占める割合は、1999年の48.9%から03年には38.5%に低下し、一方、非国有の株式制企業(ただし、売上高500万元以上の企業)

は同期間に18.9%から40.4%に上昇した。

前記の『沸騰する中国経済』によると、全国の国有企業および、国有企業が株をもつ企業(ただし、金融企業を除く)は、1998年末の23万8000社から2000年末には19万1000社となり、2年間で4万7000社が姿を消した。同書は「今後5年間で、国有企業と国有株を主とする株式会社の総数は、1万以下に減少する」(同書243ページ)と予測している。

一方、民間の個人・私営企業はどうか(中国では、個人または家族の労働を中心とし、従業員8人未満の個人資産企業を「個人企業」、また企業資産が私的所有で従業員8人以上の企業を「私営企業」と呼んでいる)。

新華社(国営の通信社)発行の週刊誌『瞭望』04年3月8日号によると、中国の個人工商業者は、1978年の15万戸から02年末には2377万戸に発展、就業人員は4743万人にのぼっている。

私営企業は、1996年から02年までの間に、44万3000社から200万3000社へ、従業員数は802万人から3170万人へ、資本金総額は3043億元から1兆4068億元へと急増した。02年末現在、私営企業数が全国企業数に占める割合はすでに43.7%に達した。これに個人経営企業(個人商店を含む)が加われば、GDPに占める民営企業の比重はすでに20%を超えている(王曙光著『現代中国の経済』=明石書店04年発行=169ページ)。「個人・私営経済のGDPに占める割合は、1979年には1%以下だった」(04年4月9日付人民日報)という「改革・開放」の初期と比べると、その飛躍的發展が見えてくる。

○憲法で生産手段の私有を容認

このように大きな役割を発揮している個人・私営企業について、国家の基本法である憲法でその法的地位が明確に保障されるようになった。

中国の現行憲法は、「改革・開放」後の1982年に制定された憲法が基本になっているが、99年に関連条文(第11条)が明確に改められた。つまり、それ以前の規定では、個人経営経済と私

[論点解明]「改革・開放」で中国はどう変わったか

営経済はそれぞれ「社会主義的公有制経済を補完するもの」で、「国家は、私営経済が法律の定める範囲において存在し、発展することを認める」となっていた内容が、「個人経営経済、私営経済などの非公有経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。国家は、個人経営経済、私営経済の合法的な権利および利益を保護する」と改定された。個人・私営経済が単なる「補完物」から「重要な構成部分」に格上げされ、しかもその権利と利益の「保護」が新たに憲法に明記されたのである。

憲法はさらに04年に改定され、この条文は、個人・私営経済の「権利および利益を保護する」という文言の後に、国家はそれら「非公有経済の発展を奨励し、支持し、誘導する」の一節が補強され、国家の方針がいつそう明確に規定された。

このときの憲法改定では、国民の「合法的財産の所有権と相続権の保護」を定めた第13条についても「公民の合法的私有財産は侵害されない」という一項が付け加えられた。この補強の意味について、『瞭望』誌04年3月8日号は、それ以前の憲法では、私有財産の保護には「生産分野の各種財産権が包括されず、公民の投資権、株主権、知的財産権、所有権以外のその他物権、債権などの権利はカバーされていなかった。もし、私有財産が確実に保護されなければ、必然的に公民の財富創造の積極性が損なわれ、生産力の発展が妨げられ、改革・開放の成果の強化にも不利となるだろう」と解説した。

04年3月9日発新華社電によると、北京大学経済学院副院長の曹和平氏は「今回の改正は過去十数年の社会的発展で蓄積されてきた個人の生産手段を認め、保護する重要なものである」、「これは経済の発展のためのより多くの就業と投資の機会をつくり、経済効果と成長速度を高めるだろう」と述べた。

また同電によると、広東省工商連合会副主席の陳海燕氏はつぎのように語った。「私有財産権が一般の民事的権利から憲法上の権利に格上げ

された。広範な企業主はこれが根本的な『安定剤』となり、後顧の憂いがなくなった。従来、民営企業家はある程度まで発展すると、会社をさらに大きくする原動力が足りなくなった。多くの人が『金持ち』であることを隠し、なかには方策を講じて財産を海外に移す人さえいる。『私有財産権が憲法でうたわれたことは、一定の実力をもつ企業がより大きくなることをめざすのに役立ち、より多くの人が社会のためにより多くの富を生み出す隊列に加わるよう激励し、中国経済の持続的、急速、協調的、健全な発展を促す根本的原動力の問題が解決されるだろう」

3、社会的ひずみの激化

市場原理の導入による国民経済の急成長は、そのマイナスの側面として、厳しい社会的諸矛盾を引き起こした。これは、国民諸階層間の著しい貧富の格差（都市と農村の所得格差、沿海部と奥地の地域間所得格差などに示されている）、国有企業のリストラなどによる失業の増加、農民の都市への大量出稼ぎに伴う居住権などの問題、公害の増大による環境の悪化、汚職・腐敗のおびただしい蔓延、犯罪の増加による治安の悪化などに歴然として現われている。また、社会的に広がっている「儲け第一」の金銭万能主義、拝金主義の風潮も人間の基本的モラル面での否定的現象としてあげなければならない。

大きく表面化したこれらの社会的ひずみについては、その是正・改善が急務となっている。それに成功しなければ、社会の混乱や人心の動揺、政治不信などを招き、「社会主義市場経済」の発展そのものを傷つけることになりかねない。中国の党と国家の指導部はいま、「改革・開放」の下で激化した前記の否定的現実を率直に認め、その対応に取り組んでいる。都市・農村の貧困者への生活援助強化、農業税の廃止（04年から3年がかりで）などによる農民支援、社会保障制度の整備などの「セーフティーネット」策がそれである。

新華社発行の半月刊誌『半月談』04年16号は、

他の諸国の経験から見て1人当たりGDPが1000ドルから3000ドルに向かう時期は「社会構造が劇的に変化し、利益の矛盾が増大し、社会の安定問題が非常に突出する」と述べ、「調和のとれた社会発展と社会の安定が新たな挑戦に直面している」とコメントしている。

中国共産党が03年10月の第16期3中総で「科学的な発展観」(経済成長一本やりではなく、人間を中心とし、自然や社会全体のバランスを重視した持続可能な発展をめざす立場)を打ち出したのも、こうした問題点を裏付けている。なかでも、「人間を中心」とする観点が掲げられたことがとくに注目された。

また、汚職・腐敗についても、その害悪が一部上級幹部にまで及び、国民から批判が集中しているだけに、これを克服し清廉・公正な社会を実現することはいま正念場を迎えた重要課題となっている。中国共産党は、04年9月の第16期4中総で「党の政權担当能力づくり強化にかんする決定」を採択、そのなかで「腐敗がまだかなり深刻」であることを認め、05年1月早々に「腐敗の懲罰、予防体制の樹立、健全化実施要綱」を発表するなど、対策を強化している。

いずれにしても、汚職・腐敗問題を含め上述した社会的諸矛盾の是正策が所期の成果をあげるかどうかは、長期の課題でもあり、今後に待たなければならない。中国の党と国家の指導部がそれらの克服によって「社会主義市場経済」路線を総体的に成功させ、国民の信頼を得ようと努力しているだけに、その前途に注目したい。

4、市民意識と近代的世論の成長

「改革・開放」の下で著しく変わったものとして、国民の意識状況をあげる必要がある。「個人の権利」や「人権」を主張する人びとが最近急速に増大し、それに根ざした世論の力が形成されつつある現状を見落とすわけにいかない。

経済面での市場原理の導入は、「自由競争」による組織および個人の優劣を生み出し、その結

果、前述したように、貧富の格差増大などの否定的現象を引き起こした。しかし、経済的土台の変化の上部構造への反映の一環として観察されるのは、「金銭万能主義」的志向と表裏一体のものとして「個人の権利」を意識し主張する多くの人びとがつくりだされたことである。「改革・開放」以前の時代には、集団に埋没し、自分自身の利益を無視して、ひたすら社会主義建設に邁進することが美德とされ、「お上に逆らう」ことを許さない「大勢順応」型の思考がほとんどすべての人びとをとらえていた。しかし現在は、個々人の能力やアイディアで利益を獲得できる社会的条件の下で、「個」の意識が育ち、「個人の利益」や「個人の権利」を主張あるいは尊重する「自立」型の近代的な考えの持ち主が急速に増大している。

中国のマスコミも、さまざまな曲折を伴いながらも、党や当局の方針を国民に伝達するだけの「上意下達」の道具から「民意集約・行政批判」の役割を果たす様相を見せ始め、報道機関本来の機能を発揮するようになってきている。これにインターネットの普及なども加わって(05年1月19日発新華社電によると、中国のインターネット利用者は04年12月末現在、9400万人で前年同期比8%増)、個人の自由な発言を基礎にした近代的な世論の力が育ちつつある。

こうした機運をバックに、上下関係、身分差、出自などを重んじる封建的な風潮がしだいに克服され、「人間の平等」や「人権」を尊重する近代的な「市民意識」が拡大しつつあるのも最近の特徴である。04年3月の憲法改定では、「国家は人権を尊重し保障する」(第33条)と明記された。中国の憲法に「人権の尊重・保障」という文言が盛り込まれたのは、これが初めてである。この憲法改定では、ほかに、私有財産の保護、土地収用制度の厳密化など、人権にかかわる規定が新たに登場した。このような出来事は、人権問題にかんする人びとの意識の成長を基礎に実現したものと判断される。

[論点説明]「改革・開放」で中国はどう変わったか

新華社発行の週刊誌『瞭望』04年18号は、これについて「人権の尊重・保障が党と政府の政策、主張から憲法原則に高まり、行政上の理念・価値から国家建設の理念・価値へと向上した」と位置付け、「中国人権事業の全面的発展にいつそう広範な前途が開かれた」と力説した。

5、「人権尊重」の具体化をみる

中国の社会で、「人権尊重」の気風が広がっていることについて、いくつか実例を見てみよう。

○死刑犯が無罪釈放へ

04年4月14日付の人民日報は「民主と法制」特集欄に「死刑犯から無罪釈放へ」の大見出しで、雲南省の学生・孫万剛氏の事件を、1面のほぼ4分の1も使って詳しく報じた。1996年に殺人容疑で逮捕・拘留され、一審で死刑判決を受けた孫氏が無実を主張。控訴・再審を経て04年1月「証拠不十分」で無罪をかちとり、8年ぶりにわが家に戻ったというものだった。

人民日報はこの報道に「疑わしきは罰せず」と題する解説をつけ、「孫万剛事件が正されたことは、わが国司法機関の司法観の進歩を反映している。社会主義的民主・法制の整備、司法理念の絶えざる進歩に伴い、孫事件のような不幸はますます減少するだろう」と指摘した。

中国共産党の機関紙という人民日報の性格から考えて、同紙のこの扱いは、単なる報道・解説以上に、人権の大切さを司法機関や国民向けにアピールし啓蒙していると読み取れ、人権問題をめぐる中国社会の前向きの移り変わりと同時に、前述したマスコミの役割の変化を実感させた。

04年の全国人民代表大会（国会に相当する機関）で行われた最高人民法院（最高裁判所）の報告では、03年中に結審した訴訟のうち、再審査死刑事件と同刑事事件が02年に比べて16.28%増え、300件に達した（新華社電）ことを明らかにし、裁判所の慎重審理の傾向が強まっていることをうかがわせた。

前記の朱建栄論文では、最近、民衆が行政部

門の不合理な措置に対し、「行政訴訟法」（1991年制定）にもとづいて裁判に訴えるケースが増加し、「最高人民法院の統計によると、訴訟のなかで政府部門の敗訴率は30～35%であり、北京市では40%、一部の省では50%近くにも達している（先進国のこの比率は1割以下）」（雑誌『世界』04年5月号289ページ）と説明している。

○一女性の自殺をめぐって

新華社発行の週刊誌『瞭望』04年52号（12月27日付）は「劉和芳の死」と題する論評を掲載、安徽省合肥市に住む29歳の女性・劉和芳さんが生活苦のあまり04年の12月初め、自宅で首をくくって自殺した出来事についてコメントした。論評は、彼女が勤め先からリストラされ、離婚した身で6歳の女の子を抱え日々悪戦苦闘した末、生きる術を失って自らの命を絶つ道を選んだいきさつを紹介するとともに、こうした問題に適切に対応できない「社会システムの脆弱性」に焦点を当てて「社会システムがこの種の問題に無力だとすると、劉和芳のような悲劇がいつそう多く出現し、社会秩序の混乱を招きかねない」と警告、さらに、次のように論じている。「経済転換期、そして社会矛盾が多発する時期にあつては、人間本位の理念、調和のとれた社会という目標の下、まだ萌芽状態にある社会問題に随時対応できる体制が必要であり、人間の生命の尊厳のため真正面から尽力する各級公務員と社会的活動家が必要である」

国営の通信社—新華社を発行元とする全国向け週刊誌『瞭望』が、社会の片隅で起きた無名の人物の出来事を真正面から取り上げ、「人命尊重」について社会的に警告を発するという報道姿勢は、「改革・開放」以前には考えられないことであり、「人権重視」の気風が中国国民の間に成長しつつあることを裏付けている。

○新型肺炎が「人権重視」に拍車

中国国民の人権意識の向上に拍車をかけたのは、03年の前半6カ月間、全国で猛威を振るい、死者が347人にも及んだ新型肺炎（SARS）だっ

た。行政側の医療対策の手遅れや情報を抑えこむ官僚主義的な隠蔽体質のため被害が拡大し、庶民の健康軽視の実態が社会的にさらけ出されたからであり、当局に対する不満や批判の声が全国に広がった。

この年の6月、新型肺炎とのたたかいがまだ続いていたさなか、新華社発行の『半月談』(03年11号)は「生命第一」と題する巻頭論文を掲げ、「最も基本的な公民の権利である生存権は、片時もおろそかにできない。貧者、富者、強者、弱者を問わず、一人一人の生命はみな同じ値打ちをもち、全社会が善処し、尊重し、熱愛し、畏敬すべきである」と主張した。これは、明らかに国民の批判の高まりをバックにした論調だった。

中国国务院(内閣)の「発展研究センター」常任幹事で有名な経済学者である呉敬璉氏は、雑誌『財經』03年12号に発表した論文のなかで、「今回のSARS危機は、政治・社会体制面に存在する欠陥を余すことなくあらわにし」、「事実上、社会統治の危機である」と指摘、「政府が『民衆に親しむ』路線に沿って、公開性と透明度、党と政府の役人の問責制度から着手し、政府の施政形態と社会の統治形態を変えるべきだ」と直言、「基本的人権と、政府権力の制約について明確な設定がある憲政秩序を築く」よう主張した。

こうして、SARSが終息した03年後半期以降、人権向上の各種措置が相次いで実行に移された。これは、SARSの試練のなかで出た国民の声が政府当局を動かしたことを物語っている。たとえば、公安省(警察省)は同年8月、自動車運転免許の年齢制限やパスポート申請手続きの緩和など、30項目の改善措置を発表、同じく8月に公布された新「婚姻登録条例」(実施は同年10月から)では、結婚、離婚のさい勤務先あるいは村民(住民)委員会発行の証明書提出、結婚前の医学検査の強制が廃止され、本人同士の意思が尊重されるようになった。

農村から都市への出稼ぎ人口が1億人を超える状態の下、都市に流入してきた人びとが身分

証や居住証の所持のため「浮浪者」扱いされ、収容施設に拘禁され強制送還されるという「収容・送還」制度が03年6月に廃止され、代わりに本人の要求や生活権の尊重を基礎とする「救助」制度が同年8月から発足したのも、この流れを裏付けている。また、都市戸籍と農村戸籍を分けて農村人口の都市移動を厳しく制限してきた1958年らしいの戸籍制度がこの2、3年くらい大きく緩和され、長年身分的に差別されてきた農民も、かなり自由に移動し居住地を選択できるようになった。

最近、中国各地で農民を中心にした民衆が現地当局の措置の不当性に抗議して騒ぎを引き起こした事件が次々と報道された。04年10月には、重慶市、四川省漢源県、河南省中牟県、同12月には、広東省東莞市で、ダム建設に伴う農地の強制収用とその補償問題などをめぐって、それぞれ数万人が集団で抗議行動を展開し、警察と衝突したという内容である。これらの出来事は、表面的には「社会不安」現象と扱われがちである。しかし、農民のなかにも着実に「権利意識」が増大し、不利な行政措置に「泣き寝入り」せず、自らの権益擁護のため行動し始めたことの現われと見る事ができる。

以上、人権問題の新しい流れを考察してきたが、上述したような制度改善によって中国社会に長年染み付いてきた人権軽視の風潮が一挙に改められるわけではなく、否定的現象はなお多く見られる。政府の人権白書「2003年中国人権事業の進展」(04年3月31日付人民日報に発表)でも、人権事業の成果に言及する一方、「中国は人口の多い発展途上国であり、自然、歴史、発展水準などの制約から、人権状況にはまだ人びとの願望に沿わない多くの点がある」ことを認めている。しかし、「改革・開放」以前の時期に比べれば、隔世の感があり、憲法に「人権尊重」がうたわれるまでに至った社会的変化が実感されることだけは確かである。

(ひらい じゅんいち・会員)